

第二次世界大戦下における小学校教育に関する研究

橘 与志美

A Study of Elementary School Education During The Second World War

Yoshimi Tachibana

〔目次〕

- 〔一〕 はじめに（教科書制度の流れ）
- 〔二〕 「五・一五事件」 ～ 「二・二六事件」
- 〔三〕 「支那事変」 ～ 「日中戦争」
- 〔四〕 第二次世界大戦下の内外事情
- 〔五〕 決戦体制下の学校状況
- 〔六〕 第五期・国定教科書の教材内容
 - （一） 国体の本義と教育政策
 - （二） 教科書の教材内容
- 〔七〕 まとめ

〔一〕 はじめに（教科書制度の流れ）

我が国における近代国家の変遷や国民形成の実情などについて把握してみようと思うならば、その時代時代の学校制度や教育内容、つまりは、教科書教材の変遷などを分析してみると、その姿がよく現れてくる。国際関係や国内政策の動向が、時勢の流れに依じて、学校教育上に大きく影響を及ぼしてきたからである。つまり明治維新以来の学校教育は、常に国策・国運と一体となって施されてきたといえよう。裏を返せば、それはそのまま、我が国の歴史を写しているとも考えられる。以下には、明治以来の学校教育の流れについて、使用教科書を中心にしながら、歴史的時代区分を簡略に示しておく。

『文部省』設置・『学制』発布 明治四年（一八七二）、はじめて我が国に文部省が設置され、翌明治五年には『学制』が発布になり、我が国の近代学校教育が開始される。

① 『翻訳教科書』時代 明治五年（一八七二）～明治十二年（一八七九）・八年間 自由発行・自由採択制の開化啓蒙的教科書の時代。

② 『儒教倫理復活教科書』時代 明治十三年（一八八〇）～明治十八年（一八八五）・六年間 開化啓蒙に対して反動的な、旧来の「仁義忠孝」「儒教道德」「尊王愛国」などが現れた教育の時代。教科書使用も「開申制度」（明治一四年～）、「認可制度」（明治一六年～）で、国が教育に抑圧を加えていった時代。

③ 『検定教科書』時代 明治十九年（一八八六）～明治三十六年（一九〇三）・一八年間 初代文部大臣森有札による検定教科書制度実施の時代。自由民権思想弾圧、帝国主義思想強化・ナショナリズム台頭の、民族主義・国家主義が現れた教育の時代。昭和の敗戦まで国民思想の柱とされた『大日本帝国憲法』（明治三二年）や『教育ニ関スル勅語』（明治三三年）が公布された重大改革の時代。

④ 『第一期・国定教科書』時代 明治三七年（一九〇四）～明治四二年（一九〇九）・六年間 『イ エ ス シ』読本。「教科書疑獄事件」の発生を契機に、国費編纂の国定教科書制度に切り替えた。資本主義の隆盛期における比較的近代的教材の多い教科書の時代。

⑤ 『第二期・国定教科書』時代 明治四三年（一九一〇）～大正六年（一九一七）・八年間 『ハタ タコ コマ』読本。日露戦争後の財政破綻寸前、物価高騰、低賃金、ストライキ、「大逆事件」の死刑執行、明治天皇崩御、第一次世界大戦勃発など、大混乱の時代であった。家族国家倫理に基づく、帝国主義・国家主義の時代。

⑥ 『第三期・国定教科書』時代 大正七年（一九一八）～昭和七年（一九三二）・一五年間 『ハナ ハト マメ マス』読本。第一次世界大戦がアメリカ民主主義の勝利であったことから、民本主義が反映した、いわゆる大正デモクラシー期の時代。児童中心の教科書とい

われるが、根底には『教育勅語』の精神が流れた、軍国主義のへばりついている時代。

- ⑦ 『第四期・国定教科書』時代 △昭和八年（一九三三）～昭和一五年（一九四〇）・八年間▽ 『サイタ サイタ サクラガ サイタ』読本。満州事変（昭和六〇八年）の後、日中戦争（昭和一二年）～ををかかえながら、そのまま太平洋戦争へ突入する直前までの、ファシズム台頭期の教科書時代。

- ⑧ 『第五期・国定教科書』時代 △昭和一六年（一九四二）～昭和二〇年（一九四五）・五年間▽ 『アカイ アカイ アサヒ アサヒ』読本。本稿で後述の、太平洋戦争・決戦体制下での皇国民錬成・超国家主義・軍国主義・帝国主義時代の教科書であり、軍部・政府の国策が根強く入り込んでくる教科書時代。

本稿では、第二次世界大戦下における、国際関係・国家政治の流れと、教育制度及び教育内容との関連性について、第五期国定教科書の内、特に『国民科国語』を中心として、実証的・分析的に考察してみるつもりである。

なお、近代学校教育の誕生である明治維新から、第四期国定教科書時代までの詳細な歴史の変遷については、大東文化大学紀要、第二五号・二六号・二七号・二八号・三一号・三二号・三五号・四一号などの拙稿を参照されたい。

〔二〕「五・一五事件」～「二・二六事件」

「満州事変」（昭和六年）を前後して、国内では多くの事件が発生していた。それはそのまま、国家政治の動揺や不安定さを暗示している。例えば次のような事件などが挙げられる。

- ① 満州事変以前の昭和五年十一月、「浜口雄幸首相の狙撃事件」△軟弱外交と統帥権干犯（海軍軍縮条約）に怒る右翼青年（佐郷屋留雄・二三歳）による狙撃事件。浜口首相は翌昭和六年八月、この狙撃がもとで死亡する。▽
- ② 昭和六年三月の「三月事件」△陸軍青年将校によるクーデター計画未遂事件。民間右翼・左翼を動員してデモを起こし、政友会・民政党両本部や首相官邸を爆破の後、陸軍次官や軍務局長・参謀本部部長らが、陸軍大臣の認可のもと、軍部独裁政府の樹立を図ったが、宇垣一成陸相の思惑で実現に至らなかった。もし実現していたならば想像を絶する国家になっていたであろう。▽
- ③ 満州事変後に、これに呼応した形で発生した、昭和六年一〇月の「十月事件」△橋本欣五郎中佐を中心とした、二・二六事件よりもはるかに大規模なクーデター計画。政財界の要人の多くを殺害し、荒木貞夫内閣の樹立を図っていたが、直前に発覚し、実現に至らなかった。発覚

も直前というより、かなり早い時期から全貌が知られていたようであり、多くの謎を含んでいる。▽

④ 昭和七年二月「血盟団事件」へ前蔵相の井上準之助、そして一カ月後の三月に三井財閥の総帥団琢磨の二人をピストルで暗殺したテロ事件。十月事件の後、若槻内閣が倒れて犬養内閣が成立し、陸軍大臣には信頼できる荒木貞夫中将が就任したものの、陸軍の青年将校たちは一向に立ちあがる様子がない。そこで、日蓮宗の僧侶である井上日召一派による「一人一殺」のテロ事件が起こった。青年将校たちによる度重なるクーデター未遂に憤慨した井上日召は一人一殺を唱えて、西園寺公望や犬養毅・井上準之助・幣原喜重郎・若槻礼次郎など一〇名ほどの暗殺を企画していた。井上日召は底の方で海軍や陸軍の同志ともつながっていた。▽

⑤ 昭和七年五月の「五・一五事件」へ血盟団事件は井上日召の自首によって四名の死刑を含む計一四名が処刑された。井上の指揮によるクーデターを考えていた海軍青年将校のメンバーは、指導者を失い焦りながらもテロを計画。五月一日、多くの目的のうち、犬養毅首相の暗殺のみ、成功。西田税については血盟団残党員たちが銃六発を射ち込むが殺害には至らなかった。他はみな失敗に終わった。一方、陸軍青年将校たちは、自分たちと同志の荒木貞夫中将が陸軍大臣となったので、今後は陸軍（皇道派）の思うような国家改造ができるだろうと期待している。なお、このテロ事件を契機に、政党内閣制は終焉を迎えることとなった。▽

これらの他にも「神兵隊事件」（昭和八年七月）とか「救国埼玉青年挺身隊事件」（昭和八年一月）とか「陸軍士官学校事件」（昭和九年一月）など、次から次へと事件が発生している。これらの事件の要求するところを一言でまとめれば、昭和維新としての国家改造、つまり「天皇親政国家」「皇国日本」の建設であろう。従来のような生ぬるいやり方のままでは大日本帝国の建設は無理であつて、農民はもとより全国民が、天皇中心の聖慮（天皇のお考え）によって日々の生活が営まれるように改造すべきである、その為には天皇の目を曇らせている天皇側近の不逞の族を殺せ、などという主張を直接行動で示しているといつてよからう。その一面を「五・一五事件」の檄文に見ることができる。檄文は事件の中心人物・三上卓の草案という。「日本国民よ！刻下の祖国日本を直視せよ……皇国日本の姿ありや……政権、党利に盲ひたる政党と之に結託した民衆の膏血を搾る財閥と更に之を擁護して压制日に長ずる官憲と軟弱外交と墮落せる教育、腐敗せる軍部と、悪化せる思想と、塗炭に苦しむ農民、労働者階段と而して群抛する口舌の徒と……国民よ！天皇の御名に於て君側の奸を屠れ 国民の敵たる既成政党と財閥を殺せ！横暴極まる官憲を膺懲せよ！奸賊、特権階級を抹殺せよ！農民よ、労働者よ、全国民よ！祖国日本を守れ 而して 陛下聖明の下、建国の精神に帰れ、国民自治の大精神に徹して人材を登用し、朗らかな維新日本を建設せよ。民衆よ！この建設を念願しつつ先ず破壊だ！凡ての現在する醜悪な制度をぶち壊せ！偉大なる建設の前には徹底的な破壊を要す……」（『二・二六事件と昭和維新』）

私利私欲に走る政治家や利権をのみ追求する財閥・横暴な官憲・特権階級を抹殺し、すべて現状を破壊するところから天皇親政国家を建設しよ

うと呼びかけている。この事件などは、決起の日時までも発覚していたというのに、憲兵隊も警視庁も軍部も動かなかった。何か赤穂浪士の討入りに似た状況下にあったといえよう。実際決起者たちも、後日、国土・英雄として対処される傾向にあった。尊王主義・国家主義・国粹主義的な臭気を感じる時代背景と解される。しかし五・一五事件あたりではまだ、橘孝三郎などの農本主義や労働者階級の社会主義的思想が含まれていた。

⑥ 『二・二六事件』 昭和二年二月二六日(水) 八東京(麻布・赤坂)、午前二時頃(連隊によって時差あり)、非常呼集がかけられた。決起部隊参加総人数一五五八名(内、民間人九名)、大雪の降りしきる中、午前四時半頃出発。『昭和維新』断行の大義で、陸軍内部の皇道派青年将校によってクーデターが実行された。北一輝の思想を受け、武力によって国内改革を断行するという計画であったという。結果、斎藤実内大臣・高橋是清蔵相・渡辺錠太郎教育総監らを殺害、陸軍省・参謀本部・国会・首相官邸などを占領して、陸軍上層部へ国家の改造を強要した。最終的には弾圧によって、首謀者たちは死刑に処せられた。そして、皇道派に対立する統制派によって軍部の勢力が握られ、軍部による政治的な介入が可能となって、歪んだ軍国主義国家を形成していくことになる。▽

皇道派青年将校たちのクーデターにおける目的は何であったのか。その「蹶起趣意書」には「謹ンテ惟ルニ我カ神州タル所以ハ万世一神タル天皇陛下御統帥ノ下ニ挙国一生成化育ヲ遂ケ終ニ八紘一宇ヲ全フスルノ国体ニ存ス……内外真ニ重大危急今ニシテ国体破壊ノ不義不臣ヲ誅戮シテ稜威ヲ遮リ、御維新ヲ阻止シ来レル奸賊ヲ芟除スルニ非スンハ皇謨ヲ一空セン……茲に同憂同志機ヲ一ニシテ蹶起シ奸賊ヲ誅滅シテ大義ヲ正シ国体ノ擁護開頭ニ肝腦ヲ竭クシ以テ神州赤子ノ微衷ヲ献セントス」とあった(『二・二六事件と昭和維新』)。

五・一五事件の時と同様、具体的にはどのような国家の建設を求めているのか理解しにくい。しかしこの趣意書には、五・一五事件の折の「君側の奸を屠れ」「国民の敵たる既成政党と財閥を殺せ」「奸賊、特権階級を抹殺せよ」などと相通ずるところがある。天皇親政を求め、「天皇陛下御統帥ノ下」「挙国一体」「八紘一宇ヲ全フスル」「不義不臣ヲ誅戮シ」「奸賊ヲ芟除スル」などは、決して青年将校たちのクーデターによって、全く新しい国家としての政権を奪取するというのではなかった。天皇に忠の心を捧げ、天皇において親政の勅語を渙発され、天皇の目を曇らせている君側や財閥らを排斥して、天皇制ファシズム・天皇制絶対主義国家を樹立することによって、この帝国主義時代の世界最高峰に君臨していかうとの意図が読みとれる。しかしその裏を返せば、天皇制国家を樹立するためには君側や財閥ではなく、我々軍部にその最高権力を任せよ、との主張でもある。つまり天皇独裁と軍部権力との融合によって、もつと極端な言い方をすれば、我々軍部の権力支配によって、天皇制国家を樹立することを認めさせるためのクーデターと言えよう。五・一五事件の檄文よりも、二・二六事件の「蹶起趣意書」の方が、内容上では生真面目で倫理性がうかがわれるのは、当時(昭和八・九・一〇年頃)問題となっていた「天皇機関説」の排撃運動に同調し、「国体明徴運動」の影響を受けていたことの結果であろうとの論(保阪正康氏)に同意である。皇道派青年将校たちの意向はこのようなものであったが、天皇は「断固討伐」の命を下し、

逆徒として処刑されるに至った。

その後の軍部派閥は、一手に、対立側にあつた統制派が掌握することになる。本来、統制派は、武力による国家改造計画を放棄して、合法手段による覇権確立をめざす一派であつた。そこに転がり込んできた政治的実権である。そこで、陸軍大臣は現役武官でなければならぬと規定し、陸軍から推薦の陸軍大臣であれば内閣が組閣できないように画策した。結果として、陸軍（統制派）が内閣の主導権を握る政治体制へと変革していく。派閥人事の配属なども、天皇の威を借りて、自由自在に実行していけるようになる。例えば、敗戦後、A級戦争犯罪人として絞首刑に処せられた東条英機の場合は、二・二六事件の時は、関東軍憲兵司令官であつたが、翌昭和十二年には関東軍参謀長・翌十三年には統制派に接近して陸軍次官、そして昭和十五年、第二次近衛内閣で陸軍大臣に上りつめる。この間、昭和十二年頃より、東条は、中国侵略拡大を主張し続けてきていたし、次第に国民の指導に軍人が当たるようになり、年を追つて日本の軍事・政治は大きく歪んで、第二次世界大戦へと突入していくことになる。

〔三〕 「支那事変」 ～ 「日中戦争」

昭和一二年（一九三七）七月七日「盧溝橋事件」（支那事変）発生。中国侵略拡大を目指す日本軍は、北平（北京）郊外の盧溝橋付近で夜間演習の最中、中国軍と思われる方向から数発の射撃音が聞こえたのをきっかけに、これと銃火を交える結果となつた。二か月後・九月九日の東京朝日新聞には「北平郊外で日支両軍衝突・不法射撃に我軍反撃・支那の要請で一時停戦」などと大きな見出しがある。事件発生から四日後の一日には現地交渉で停戦協定に調印しておきながら、日本政府は、その日のうちに関東軍と内地三個師団の派兵を声明する。ついに蒋介石の国民政府も華北への出兵を決意、日本陸軍はこれを好機とみて、七月二十八日より総攻撃開始となつた。中国軍は、今までの永定河左岸への駐屯禁止にも同意、責任者処罰や謝罪などの細目協定にも調印しているにもかかわらず、日本軍の攻撃はあまりにも強引なものであつた。日本軍の満州事変の折の優勢攻撃侵略の驕りが無分別を生んだというべきであろう。近衛内閣はこれを甘く見て「事件」ではなく「事変」であると発表し、短期で終結すると考えていた。しかし事態は急変拡大していく。八月には「上海事変」へと飛び火、華北とともに華中でも全面的な戦争へと発展する。もはや事変どころではない確実な「日中戦争」である。上海では、内地から三次にわたる陸軍増援を必要とするほど苦戦、その恨みが、同年一二月の「南京大虐殺事件」へと発展する。放火・略奪・強姦などの上、中国人の捕虜・婦女子を二〇万人〜四〇数万人（諸説あり）も虐殺している。ドイツの和平仲介（トウトマン工作）にも耳をかさず、首都南京を占領（二月一三日）すると、日本側からの和平要求条件が膨らんで、蒋介石からの回答を待つても返答がなかつた。ついに日本政府は、昭和十三年（一九三八）一月二一日、御前会議を開催、日満華一体の原則に則り、「爾後国府对手とせず

新興政權と国交調整 政府重大声明を發表」(二月一七日「東京朝日新聞」という事態に及んだ。つまり、今後はもう蒋介石の国民政府などは相手としない、それとかわるべき新しい現地中央政權を擁立して、これとの間で新日中関係を築いていく、との断言である。

中国国民政府には、蒋介石と並ぶ指導者に、汪兆銘がいる。汪は満州事変後に蔣と合意、蔣汪合作政權を樹立していた。その汪兆銘が重慶政府を構えて抗戦していた。蒋介石が降伏するか、汪兆銘が降伏するか。結局、汪兆銘が重慶政府を脱出(昭和十三年)するが、汪政權の衰退は日本政府の期待するようなものではなかった。汪と共に脱出する政治家や軍人が少なかったのである。後に日本軍部は汪兆銘を利用して蔣の和平降伏を試みるが、蒋介石は動じなかった。中国が和平に應じることになれば、ソ連かイギリスかフランスか最終的にはアメリカが、日本のアジア征服を阻止するために必ず援護してくれるはずであると信じて、ねばり強く抵抗していたものと考えられる。正に事態はそうように進展し、第二次世界大戦へとなだれ込んでいくことになる。日本側としては、そのようなまさかの時を想定して、昭和十一年(一九三七)と昭和十二年にかけて「日独伊防共協定」を締結していた。これがそのまま、世界大戦中の昭和十五年(一九四〇)「日独伊三国同盟」へと発展していく。

〔四〕 第二次世界大戦下の内外事情

昭和四年(一九二九)のニューヨーク株式市場崩壊を発端とする世界大恐慌の後、後進資本主義国が、植民地の侵略拡大を始める。既述の満州事変や日中戦争がその一端である。日中戦争における日本軍が、その和平工作に苦慮しながら長引く交戦に疲弊している最中の、昭和十四年(一九三九)九月、ドイツがポーランドへ突如侵略を開始した。日・独・伊にとつては、かつてのベルサイユ条約やワシントン体制下の世界情勢は、英・米・仏にのみ有利であるとの不服の念を抱き、三国防共協定を結んで、武力をもってこの均衡を破ろうと謀っていた。ドイツがポーランドに侵攻すると、すぐにイギリス・フランスがドイツに宣戦布告した。第二次世界大戦の勃発である。この大戦は基本的には枢軸国としての「日・独・伊」と連合国としての「英・米・仏・ソ連・中国」間の戦いであった。ドイツは開戦するが早いか、ポーランド・デンマーク・ノルウェーを次々に占領し、翌昭和十五年にはオランダ・ベルギー・フランスを征服していく。はじめは枢軸国が有利であったが、昭和十七年(一九四二)後半からは生産力に押されて、連合国側が反撃に転じる。昭和十八年(一九四三)九月、イタリアが降伏、昭和二十年(一九四五)五月、ドイツが降伏、そして同年八月、日本も、ソ連の参戦と原爆投下によつて無条件降伏をし、戦いは終結を迎えた。ヨーロッパ大陸・アフリカ・中国・東南アジア・太平洋・大西洋・地中海にまで及んだ大戦争であった。戦死軍人の総計一四九〇万人、非戦闘員の戦死者総計三八五七万人といわれる。

日本軍の場合、日中戦争が長びくにつれて、次第に石油・ゴム・食糧などの基礎物資が欠乏し、経済状態も悪化しはじめてくる。昭和十五年五月、

オランダが、六月にはフランスがドイツに降伏し、イギリスも東洋にまで目を向けるゆとりがなくなってくると、日本軍は「大東亜共栄圏」をかけた、活路をインドシナ方面に開こうとした。ドイツの手を借りて「仏印進駐」を認めさせ、七月末には議定書に正式調印して、その月のうちに日本陸海軍部隊は仏印進駐を開始した。昭和十五年九月にベトナム北部に軍事基地を建設し、翌昭和十六年七月には南部仏印進駐によりサイゴンに軍事基地を建設した。これで戦略物資の調達が可能となった。しかし、このことがアメリカの決定的な反感を招き、太平洋戦争への最大の誘因となった。昭和十六年（一九四一）、近衛首相は日米交渉を求めたが、東条英機陸相の反対に打ち勝てず、一〇月一六日総辞職、一七日に重臣会議が開かれ、翌一八日に、陸相兼任の軍部内閣としての東条内閣が誕生した。東条首相は第七七議会の演説で、英米蘭諸国の敵性行為は断乎排除すると発言した。

昭和十六年（一九四一）二月八日午前六時、ラジオ放送を通して、大本営陸海軍部から「帝国陸海軍は今八日未明、西太平洋において、米英軍と戦闘状態に入れり。」との発表があつた。太平洋戦争の開始である。開戦当初の日本軍は正に破竹の勢いで進撃していった。まず宣戦布告よりも先に真珠湾を奇襲し大勝利を上げ、その後の「大東亜戦争」として、東南方面はビスマーク諸島のラバウルから、西北方面はビルマの中部にいたるまで、膨大な地域を占領した。しかし昭和十七年（一九四二）六月のミッドウェー海戦で大敗を喫してからは、戦局は転機をむかえ、主導権はアメリカが握ることになる。昭和十八年二月ガダルカナル島敗退、昭和十九年七月マリアナ諸島のサイパンが奪回され、同年一月からは、そのサイパン島を基地としたアメリカ空軍が日本本土を空襲しはじめる。あとは無残なものであつた。昭和二〇年三月、東京大空襲で焼野原と化し、六月には沖縄本島も占領され、中国方面や東南方面の占領地域における戦局もことごとく衰退の一途をたどる。敗戦は必至であつたが、なおも神風特別攻撃隊（昭和十九年一〇月・レイテ沖海戦から）や人間魚雷回天のような人命無視の作戦を試みたり、最終段階に至っても「あくまで戦争完遂」（鈴木首相）を叫び、「一億玉碎」（六月八日御前会議にて）を決定して、国民を死に追いやった。八月六日午前八時一五分、米軍は完成したばかりの原子爆弾を広島に一つ（二〇万人以上死亡）、八月九日午前一時、長崎に一つ（二〇万人以上死亡）を投下して、八月十五日の無条件降伏に至らしめた。足掻くにあがいた大日本帝国の終焉であり、人類史上最大の悪夢であつた。

〔五〕 決戦体制下の学校状況

昭和十五年（一九四〇）七月、第二次近衛内閣が成立し、まず新体制運動を推進して、「挙国一致体制」を整えることをめざした。そして、「大東亜新秩序建設」を国策として打ち出し、「我等は大御心を奉体し、一切の私心を去」ることを誓ひあつた。こうして「北部仏印進駐」政策が推

し進められていく頃、国民は日中戦争以来の耐乏生活を強いられ、砂糖・木炭・清酒・マッチなど、日常生活物資は切符制で配給されるようになる。店の前には行列ができるようになっていった。この昭和一五年は、明治五年に設定された祝日であるところの「紀元節」（戦後の建国記念日）が二千六百年に当たる年であった。皇居前広場で大々的な式典が挙行（一月一日）され、国民の「皇国民の精神」や「報国の精神」を醸成し、「天壤無窮」「八紘一宇」などの認識を昂揚するのに大きな役割を果たした。また、神話を国史の真実として国民に摺り込むための絶好の機としても利用された。このことは、後日、学校教育へも「神国日本」として大きな影響を及ぼしてくる。

昭和一六年（一九四二）、明治五年の「学制」発布以来七〇年間受け継がれてきた「尋常小学校」に終止符が打たれ、この四月一日より「国民学校」と改称された。児童も生徒もみな大日本帝国の国民であるとの意識の昂揚をめざしたものである。その源は、昨年締結した「日独伊三国軍事同盟」にあり、ナチス・ドイツなみの国民総動員の訓練を重視したものと考えられる。この年、陸軍大臣東条英機が「戦陣訓」を示達した。日中戦争での日本軍人の非行に対する戒めのため、軍人としての心得を示したものとされる。その中にあの有名な「生きて虜囚の辱めを受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ」の一条がある。この訓示が、後日、太平洋戦争末期の悲惨な自決・玉砕の要因ともなってくる。新聞などでも、この一条をもって、自決・玉砕のできない敵国捕虜に対し、ふがいない者として、あざけり見下して報道するということがあった。いよいよ日本国軍人は、生きて還ることを「辱」と認識せざるをえなくなってくる。

『国民学校令』は昭和一六年三月一日、勅令第一四八号で公布された。その中には次のような条目が見られる。以下、本稿に必要な条目のみ引用する。

第一条 国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 初等科ノ修業年限ハ六年トシ高等科ノ修業年限ハ二年トス

第三条 国民学校ノ教科ハ初等科及高等科ヲ通ジ国民科、理科、体錬科及芸能科トシ高等科ニ在リテハ実業科ヲ加フ

国民科ハ之ヲ分チテ修身、国語、国史及地理ノ科目トス

理科ハ之ヲ分チテ算数及理科ノ科目トス

体錬科ハ之ヲ分チテ体操及武道ノ科目トス但シ女兒ニ付テハ武道ヲ欠クコトヲ得（下略）

第六条 国民学校ノ教科用図書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルベシ（下略）

第一条の「皇国ノ道ニ則リテ……国民ノ基礎的錬成ヲ為ス」という語句は、やがて「皇国民の錬成」という一つの熟語となって、絶対主義天皇制のもと、大日本帝国としての、軍国主義・超国家主義の道を突進することになる。また、大きく変わったものの一つとして、科目の編成があげ

られる。従来の教科を大きく四教科にまとめ、国民科・理科・体錬科・芸能科としたことである。そして国民科が特に重視される分野となり、その中に従来の「修身・国語・国史・地理」が収められている。続いて、国民学校の施行規則を引いてみる。

『国民学校令施行規則』（昭和一六年三月一四日 文部省令第4号）

第一条 国民学校ニ於テハ国民学校令第一条ノ旨趣ニ基キ左記事項ニ留意シテ児童ヲ教育スベシ

一 教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉体シテ教育ノ全般ニ互リ皇国ノ道ヲ修練セシメ特ニ国体ニ対スル信念ヲ深カラシムベシ

二 国民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ体得セシメ情操ヲ醇化シ健全ナル心身ノ育成ニカムベシ

三 我が国文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亞及世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ皇国ノ地位ト使命トノ自覚ニ導キ大国民タルノ資質ヲ啓培ス

ルニカムベシ

六 儀式、学校行事等ヲ重ンジ之ヲ教科ト併セ一体トシテ教育ノ実ヲ挙グルニカムベシ

八 教育ヲ国民ノ生活ニ即シテ具体的實際的ナラシムベシ（下略）

第二条 国民科ハ我が国ノ道徳、言語、歴史、国土国勢等ニ付テ習得セシメ特ニ国体ノ精華ヲ明ニシテ国民精神ヲ涵養シ皇国ノ使命ヲ自覚セシムルヲ以テ要旨トス

皇国ニ生レタル喜ヲ感ゼシメ敬神、奉公ノ真義ヲ体得セシムベシ

我が国ノ歴史、国土ガ優秀ナル国民性ヲ育成シタル所以ヲ知ラシムルト共ニ我が国文化ノ特質ヲ明ニシテ其ノ創造発展ニカムルノ精神ヲ養フベシ

他教科ト相俟チテ政治、経済、国防、海洋等ニ関スル事項ノ教授ニ留意スベシ

第三条 国民科修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キテ国民道徳ノ実践ヲ指導シ児童ノ徳性ヲ養ヒ皇国ノ道義的使命ヲ自覚セシムルモノトス（下略）

第四条 国民科国語ハ日常ノ国語ヲ習得セシメ其ノ理會力トヲ養ヒ国民的思考感動ヲ通ジテ国民精神ヲ涵養スルモノトス（下略）

第五条 国民科国史ハ我が国ノ歴史ニ付テ其ノ大要ヲ會得セシメ皇国ノ歴史的使命ヲ自覚セシムルモノトス（下略）

第六条 国民科地理ハ我が国土国勢及諸外国ノ情勢ニ付テ其ノ大要ヲ會得セシメ国土愛護ノ精神ヲ養ヒ東亞及世界ニ於ケル皇国ノ使命ヲ自覚セシムルモノトス

以上、長い引用になったが、国民教育・学校教育の動向・特性を強く打ち出していると思われる部分を引いてみた。やはりその全体は、「国体の意義」

を知らしめ「皇国民の錬成」に努めることで際立っている。これら皇国民としての基礎的錬成内容をまとめると、次のような五つに大別される。

- 1 国民精神を体認し、国体に対する確固たる信念を有し、皇国の使命に対する自覚を有していること、
- 2 透徹せる理知的能力を有し、合理創造の精神を体得し、もって国運の進展に貢献しうること、
- 3 かつ達剛健全な心身と献身奉公の実践力を有していること、
- 4 高雅な情操と芸術的、技能的な表現力を有し、国民生活を充実する力を有すること、
- 5 産業の国家的意義を明らかにし、勤労を愛好し、職業報国の実践力を有していること。（『学制八十年史』）

以上の五大別の内容を、国民科、理科、体錬科、芸能科、実業科（高等科）の五教科に有機的に分類分散しながら実践することによって、基本的な「皇国民の錬成」を完遂しようとした。

国民学校開始直後の四月三日、秋田県内の植田国民学校では、異様な儀式が実施されている。当日は神武天皇祭で「休日タル祭日」（施行規則四四条）であるはずなのに、職員室が飾られ、正面の壁には、御親閲写真・教育勅語・教育者二賜リタル勅語・教育綱領・小学校教員二賜リタル勅語・教育塔などが配置されて、中央先頭に校長を配し、一同が整列して「御親閲記念詔書奉読式」という奇態な儀式が挙行された。式次第は「修礼・開式の辞・御開扉・君が代・礼拝・奉読・訓辞・教育歌・御閉扉・閉式の辞・修礼」の段取りとなっている（『昭和戦争期の国民学校』）。これが県知事の訓令による「皇国ノ道」を学校に浸透させるための一例にすぎないというのである。

太平洋戦時中、戦局と情勢とによって様々の勅令・省令・訓令が出されている。学校教育上で注視すべきものに「学徒動員」や「学童疎開」などがある。

「学徒動員」は、ナチス・ドイツの教育政策に学んだものと考えられ、昭和一三年文部省通牒の「集团的勤労作業運動実施ニ関スル件」（中等学校以上）に端を発するが、太平洋戦争に突入する直前の一二月一日「国民勤労報国協力令」によって、一四歳以上五〇歳未満の男子や、一四歳以上二五歳未満の未婚女子は、国民勤労報国隊として協力を強制され、生徒もこの勅令の適用を受けたが、まだ実践には至らなかった。しかし、戦時下において、昭和一七年の珊瑚海（五月）・ミッドウェー（六月）・ソロモン沖（十一月）で敗退し、翌昭和一八年、ガダルカナル（二月）・アッツ島（五月）が全滅する頃からは、労務給源が逼迫してくる。同年六月、政府閣議は「学徒戦時動員体制確立要綱」を決定し、「学徒ノ戦時動員体制ヲ確立シテ……有事即応ノ態勢」を整え「勤労動員ヲ強化」することを可能にした。同年九月、イタリアが無条件降伏すると、政府は同月「現状勢下における国政運営要綱」を閣議決定し、航空戦力増強や国内防衛・国内態勢の強化を図った。このことによって、学徒徴集猶予の停止・女子動員の強化が可能となり、軍要員や軍需生産要員の給源を補充した。昭和一八年一〇月、徴兵猶予が停止された生徒は、全国各地で臨時徴兵検

査を受け、一〇月二日、雨ふる明治神宮外苑競技場で出陣学徒壮行大会が挙行された。そして一二月一日の入営を皮切りに多くの学徒兵（大学生および高等・専門学校生徒）が戦場へ送られていった。その間、学徒出陣に関する条令が何度も切り替えられ強化されていく。敗戦の三ヶ月前（昭和二〇年五月）でさえもまだ「戦時教育令」が公布され、その第一条に「学徒ハ尽忠以テ国運ヲ双肩ニ担ヒ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ平素鍛練セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スルト共ニ知能ノ錬磨ニカムルヲ以テ本文トスベシ」とある。ただ空しく響く条文である。学徒動員による死亡者は一〇九六六名（内八九五三名は原爆死）、傷病者九七八九名と推定されている（『学制八十年史』）。

「学童疎開」は昭和一九年（一九四四）六月、「一般疎開ノ促進ヲ図ルノ外特ニ国民学校初等科児童ノ疎開ヲ強度ニ促進スル」の件を閣議決定したことからはじまる。戦局は日本にとつて極めて不利であり、一カ月後には東条内閣も解散に至る風前の灯の折であった。マリアナ諸島は無力化し、サイパン島にも米軍が上陸して、七月初旬には陥落している。この疎開を決定する少し前の六月一四日、昭和天皇が東条参謀総長に「第一戦の将兵は善戦しているのだが、兵力が敵に対して足らぬのではないか。万が一にもサイパンを失うようなことになれば、東京空襲もしばしばあることになるから、是非とも確保せねばならない。」と問いかけた。これに対して、東条は「海軍部隊の作戦と相まって、米軍の上陸企図を破砕できるものと信じます。（下略）」（『昭和天皇発言記録集成』）と答えている。丁度この頃、木戸内大臣と重光外務大臣とが協議をして、終戦については「ツルの一声」（天皇の聖断）で決まることを確認しあっている。このような情勢下での学童疎開であった。疎開すべき都市として、東京全区部・横浜・川崎・横須賀・大阪・神戸・尼ヶ崎・名古屋・門司・小倉・戸畑・若松・八幡の二三都市を指定し、縁故先や、近接県の旅館や寺院などへの集団疎開の措置をとった。昭和二〇年四月には更に、京都・舞鶴・広島・呉、そして作戦上から更に、沖縄・種子島・小笠原の学童の疎開も決定した。疎開学童の総計は四六万〜四七万人に推計されるようだ。学童にとつて、それぞれ不馴れな所でもあり、親を慕って脱走する子もいたり、親元から送られてきた品物の中にお手玉があり、その中に入っている大豆をひそかにたべたりという話も伝えられている。疎開先での教育は、国民学校令施行規則にかかわらず、校長が適宜定めて、疎開側教職員も受入側教職員も相互に兼務することになっていた。疎開に対して「神州不滅を信ずれば、全土これ安全なり」などと反対する者もいたが、最終的には大都市のほとんどが焦土と化し、反対論者も納得せざるをえない結果となった。

〔六〕 第五期・国定教科書の教材内容

（一） 国体の本義と教育政策

日本が関係する国内・国外における多くの騒擾・事件・事変・戦争については、その思想的根源として『国体の本義』を据えることができよう。

その大本を辿っていくと、明治二十三年（一八九〇）一月三日発布の『教育ニ関スル勅語』さらには『古事記』や『日本書紀』にまで遡ることになる。昭和に入ってから、心に浮かぶままの国内騒擾を思い起こしてみても、昭和三年の共産主義・社会主義弾圧「三・一五事件」、昭和六年の陸軍青年将校によるクーデター計画「三月事件」、同じく昭和六年の軍部急進派によるクーデター「二〇月事件」、昭和七年二、三月の右翼団体テロ「血盟団事件」、昭和七年の海軍青年将校によるファシズム強化のクーデター「五・一五事件」、昭和九年の陸軍皇道派青年将校や士官候補生によるクーデター計画「一一月事件」、昭和一〇年八月の軍部内騒擾「相沢事件」、そして既述・昭和十一年の陸軍皇道派青年将校によるクーデター「二・二六事件」など、これらは、一方においては主義主張の相違や派閥争いの様相を呈しながらも、その根底に『国体の本義』が不動の如く居座っていると考えられる。従って、当然のことながら、昭和六年の「満州事変」から「日中戦争」（昭和十二年）そして太平洋戦争（昭和十六年）における軍人たちの思想をも、この『国体の本義』が支えていたことになる。従って、太平洋戦争時に使用された「第五期・国定教科書」の内容にあつても、この範疇から逃れることはできないはずである。

では、この『国体の本義』とは何であるのか。古くは、自由民権論者の板垣退助の遭難（明治十五年）も、初代文部大臣森有礼の暗殺（明治二十二年）も、本を正せば「国体」に起因する。つまり、「天皇の神聖」を少しでも侵してはならないのである。これさえ否定しなければ左翼でも無難でいられたという。例えば、明治二十二年二月発布の『大日本帝国憲法』第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」、第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」、第一条「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」、第二三条「天皇ハ戦ヲ宣シ、和ヲ講シ、及諸般ノ条約ヲ締結ス」（全文七六条から成る）などの条目によって、天皇の神聖や権力の絶対性・陸海軍の天皇直属などが厳格に定められている。

しかし『国体の本義』が明確に軍部官僚に意識されるようになってきたのは「国体明徴運動」（昭和一〇年二月）からである。美濃部達吉らの「天皇機関説」を不敬として排撃したことから、それまで単に当然と思われていた天皇絶対性が殊更に軍部官僚の意識に浮上してくるようになる。そして論争を重ねた結果、衆議院で「国体明徴に関する決議」（三月）が採択された。そこには「政府ハ崇高無比ナル我国家ト相容レサル言説ニ対シ、直チニ断乎タル措置ヲ取ルヘシ、右決議ス」と記されてあつた。美濃部の著作の一部は発禁となり、本人も貴族院議員を辞任することになる。翌四月、真崎教育總監は、全軍に「天皇機関説国体違背」として訓令を発する始末であつた。その上、政府までもが大仕掛けに「政府声明書」（昭和一〇年八月）を出すに至つた。当時の日本は、国際連盟を脱退し（昭和八年三月）、「非常時日本」のことが巷に流行する時代でもあつた。排外国策の気運が高まり、国際情勢に暗雲が漂い、国内では次々と騒擾が発生するという状況下にあつた。何としても国民の思想を一つに束ね、絶対天皇制のもと、忠君愛国の認識を高めることが目下の急務であり、そのためには、この「政府声明書」は大きな意義があつた。

政府声明書

恭シク惟ミルニ、我カ国体ハ天孫降臨ノ際下シ賜ヘル御神勅ニ依リ昭示セラルル所ニシテ、万世一系ノ天皇国ヲ統治シ給ヒ、宝祚ノ隆ハ天地ト与ニ窮ナシ。サレハ憲法発布ノ御上諭ニ、「国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ」ト宣ヒ、憲法第一条ニハ、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」ト明示シ給フ。即チ大日本帝国統治ノ大権ハ、儼トシテ天皇ニ存スルコト明ナリ。若シ夫レ統治権カ天皇ニ存セスシテ、天皇ハ之ヲ行使スルノ機関ナリト為スカ如キハ、是レ全ク万邦無比ナル我カ国体ノ本義ヲ愆ルモノナリ。近時憲法学説ヲ繞リ、国体ノ本義ニ関連シテ兎角ノ論議ヲ見ルニ至レルハ、寔ニ遺憾ニ堪ヘス。政府ハ愈々国体ノ明徴ニ力ヲ効シ、其精華ヲ発揚センコトヲ期ス。乃チ茲ニ意ノ在ル所ヲ述ヘテ、広ク各方面ノ協力ヲ希望ス。（『昭和時代』）

後日、松田文相はこの政府声明書を踏まえて、各学校に「国体明徴訓令」を布達している。しかもこの後、文部大臣の教育諮問機関として「教刷新評議会」（昭和一〇年一二月）を設置し、国体明徴運動に応じた国体観念統制と、日本精神を基盤とした学問・思想の刷新とをめざした。この頃から日本の超国家主義・帝国主義・軍国主義の思想が著しく強化されはじめ、翌昭和十一年の二・二六事件によつて決定的なものとなつていく。以上のようなところに『国体の本義』の根源が据えられている。

文部省から教刷新評議会へ、「我が国教学ノ現状ニ鑑ミ其ノ刷新振興ヲ図ルノ方策如何……我が国ノ教学ハ教育ニ関スル勅語ヲ奉体シ、国体観念、日本精神ヲ体现スルヲ以テ、其ノ本旨トナス、然ルニ久シキニ亘リテ輸入セラレタル外来思想ノ浸潤スル所、此ノ本旨ノ徹底ニ於テ未ダ十分ナラザルモノアリ（下略）」との諮問があつた。評議会は五〇人以上の委員で構成されており、中には大学教授・哲学者・歴史学者・弁護士・外交官そして実業界などから、各界を代表する人材たちが選出されていた。しかし、政府・軍部からの圧力が強く、「政府声明書」に相違するような発言は職を奪われ兼ねないほどの実情にあつたという。現に第二次の政府声明書では「所謂天皇機関説ハ、神聖ナル我国体ニ戻リ、其本義ヲ愆ルノ甚シキモノニシテ嚴ニ之ヲ芟除セサルヘカラス」というほどの強力なものであつた。「芟除スル」とは「刈り除く」意であり、単に除き去るだけではない場合によつては暗殺も含まれるかと思われるほどの勢いである。現に「天皇機関説」を主張した美濃部は、後日ピストル狙撃を受けたが、幸いに右足負傷ですんだ。既に衆議院も「直チニ断乎タル措置ヲ取ルベシ」と決議していた。下手な発言は命取りにまで発展しかねない状況であつた。

教刷新評議会発足から一年後（昭和十一年一〇月、二・二六事件のあつた年）、「教刷新に関する答申」があつた。その一部は次のようである。

「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇天祖ノ神勅ヲ奉ジテ永遠ニコレヲ統治シ給フ。コレ我が万古不易ノ国体ナリ。而シテコノ大義ニ基キ一大家族国家トシテ億兆一心聖旨ヲ奉体シ克ク忠孝ノ美德ヲ發揮ス。コレ我が国体ノ精華トスルコロニシテ又ソノ尊嚴ナル所以ナリ。我が教学ハ源ヲ国体ニ發シ、日本精神ヲ以テ核心トナシ、コレヲ基トシテ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ随ヒ、生々不息ノ發展ヲ遂ゲ皇運隆昌ノタメニ

竭スヲソノ本義トス。……教育ニ関スル勅語ノ渙発アリテ、教学ノ根本コレニヨツテ昭示セラレ、爾来コノ大詔ノ遵奉ニ努メタリト雖モ、時勢ノ然ラシムルトコロ欧米文化ノ模倣ハ依然トシテヤマズ、ソノ影響スルトコロ広く、延イテ思想混乱ノ因由トナリ、教学ノ欠陥ヲ招来スルニ至レリ。(下略)」「(『昭和時代』)

このような「国体の明徴」はどこからみても前近代的であり受け入れがたいものである。良識ある学者たちが何人も加わっていたにもかかわらず、このような答申内容にならざるを得ない時代であった。これから始まろうとしている国定五期の教科書は、軍部主体で編纂されていくこともあつて、その内容についてもこの時点で容易に想像できそうである。

昭和一二年(一九三七)三月、この「教学刷新評議会」の議を承けて、『国体の本義』が「文部省編纂・内閣印刷局印刷発行」として、三〇万部印刷され(実際の印刷は四月にずれ込んでいたが年度予算の関係上から三月三〇日付とした)、各学校等に配布された。注目すべきことは、最終的に(太平洋戦争の最中の昭和一八年三月までに)九刷を重ね、合計一四三万部が発行されていることである。今、手許にあるものはその最終発行のものである。初ページには「一、本書は国体を明徴にし、国民精神を涵養振作すべき刻下の急務に鑑みて編纂した。一、我が国体は宏大深遠であつて、本書の叙述がよくその真義を尽くし得ないことを懼れる。(下略)」とある。国家政府は、飽くまでも徹底的に、天皇絶対主義、超国家主義、国粹・排外主義、忠君愛国の帝国主義を貫きとおそうとしている。内容の「第一 大日本国体」には次のように記してある。

一、肇國

大日本帝國は、萬世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が萬古不易の國體である。而してこの大義に基づき、一大家族國家として億兆一心聖旨を奉體して、古く忠孝の美德を發揮する。これ、我が國體の精華とするところである。この國體は、我が國永遠不變の大本であり、國史を貫いて炳として輝いてゐる。而してそれは、國家の發展と共に彌々鞏く、天壤と共に窮るところがない。我等は先づ我が肇國の事實の中に、この大本が如何に生き輝いてゐるかをしらねばならぬ。

我が肇國は、皇祖天照大神が神勅を皇孫瓊瓊杵尊に授け給うて、豊葦原の瑞穂の國に降臨せしめ給うたときに在する。而して古事記・日本書紀等は、皇祖肇國の御事を語るに當つて、先づ天地開闢・修理固成のことを傳へてゐる。(以下、古事記・日本書紀の原文有り、省略)かかる語事、傳承は古來の國家的信念であつて、我が國は、かかる悠久なるところにその源を發してゐる。(下略)」「(『國體の本義』)

以上のようなことから古事記・日本書紀をもとに「天孫降臨」「神国日本」こそが真実であり、天皇は「現人神」であるとして堂々と教科書にも登場し、国民もまた、無条件降伏のその日までこれを信じて従う結果となつた。この『国体の本義』の編纂委員には、東大教授の和辻哲郎(倫理)・

久松潜一（国文）・藤懸静也（芸術）・宇井伯寿（仏教）そして東大名誉教授の黒板勝美（国史）、また京大教授の作田莊一（経済）、学習院教授の飯島忠夫（漢学）、国学院大学長の河野省三（神道）そして文学博士の山田孝雄など、一四名のそうそうたるメンバーが揃っていた。それでも近代的な著作には仕上げられなかったところに強烈な国家・閣僚・軍部の背景を見ることが出来る。

さらに、国民学校が発足した昭和一六年七月、文部省教務局より『臣民の道』が刊行され、これも学校等に配布された。『国体の本義』が皇国史観による理念をしたためた書とすれば、『臣民の道』はより具体的なその実践のための書であった。昭和一六年といえ、国外では、すでに二年前に第二次世界大戦が始まっていて、焦眉の非常時である。一方の国内では、一月に東条英機陸相による「戦陣訓」の通達、四月には『国民学校』（国定第五期教科書時代）の開始、七月には御前会議で「情勢の推移に伴ふ帝国国策要領」（世界情勢変転の如何に拘らず大東亜共栄圏を建設・依然日華事変の処理に邁進・北方問題を解決・対英米戦備の整備に努め・南方進出の姿勢を強化……などの国策）が決定された。さらに九月には「帝国国策遂行要領」を御前会議で決定、一〇月には第三次近衛内閣総辞職により東条英機内閣の誕生（東条は陸軍大臣および内相・軍需相を兼任）、一一月には「対米英蘭蒋戦争終末促進に関する腹案」（帝国は迅速なる武力戦を遂行し東亞及南西太平洋に於ける米英蘭の根拠を覆滅し、戦略上優位の態勢を確立する……）を大本営政府連絡会議で決定している。そして、一二月八日にはとうとう太平洋戦争（真珠湾奇襲）へ突入という、内外非常事態の続く中での『臣民の道』刊行配布であった。当局の切迫した状況がそのまま国民教育刷新書物として発行されたことが理解できる。正に、国家が国民を巻き込んで戦争を遂行するための手引き書であった。『臣民の道』の内容は、「第一章 世界新秩序の建設、第二章 国体と臣民の道、第三章 臣民の道の実践」と全三章から成っている。以下は割愛する。

（二） 教科書の教材内容

昭和一一年（一九三六）の二・二六事件は、陸軍皇道派による「国体明徴」を掲げてのクーデターであった。しかし反乱軍として処刑されたあとは、対立する統制派が軍部を掌握した。その統制派の一員であった東条英機が陸軍大臣のまま内閣首相となった。しかし、皇道派の主張した「国体明徴」はそのまま、というよりも一層厳格強固な形で受けつがれた。東条は「日米交渉」（日独伊三国同盟問題・仏印駐兵問題・日米通商問題など）が難航すると、交渉打ち切りを強く主張し、これを開戦の好機と判断して、結局、太平洋戦争へと導いていった。東条は内閣総理でありながら現役軍人であり、いわゆる軍部内閣の首相である。こうなれば、国民誘導も学校教育も、その気になれば意のままということになる。

「国民学校」の教科書編纂は正に火急の時の緊急作業であった。「六」の項で既述のように、「国民学校」は「皇国民ノ錬成」が最上目的である。その為に、従来の教科を、国民科（4科目）、理科（2科目）、体錬科（2科目）、芸能科（6科目）、実業科（4科目）と、大きく五教科（18科目）

の新教育体制を組み立てた。そして、早急の教科書編纂と発行を要求した。あまりにも急なので、「(昭和)一六年度には、まず初等科一・二学年用の全部の教科書を発行し、次年度には三・四年用を発行し、次いで五・六年用、高等科用を発行して、およそ四年間で全八学年分を完結させる」予定で着手している(『学制八十年史』)。その編修方策としては、初等科一・二学年は「情意的な錬成」、初等科三学年は「自覚への過渡期」、初等科四・五学年は「自律的な能力」、高等科一・二学年は「積極的な自覚」というように、心理的な発達段階に合わせて編纂していった。それは従来の国定教科書の観念をまったく捨て去った編修だったという。しかし、単元教材を分析してみると、第四期からの引用が多くあり、特に神話教材、軍事教材、国粹・軍国主義教材などが目立つ。これらは軍部派遣の佐官の権力も大きく影響していると考えられる。

初年度、昭和一六年四月から使用開始の新教科書は「ヨイコドモ」「ヨミカタ」「テホン」「カズノホン」など一六点で、多色刷であった。実際、長びく戦時下では物資不足となり、製本の為の用紙やインクなどの印刷材料をはじめ、荷造り用の梱包材料などでさえ確保することは至難の業であり、次第に色刷も廃止となっていた。紙質も年々低下し、昭和一九年頃になると教科書のページ数までも削減せざるをえなくなってきた。国定五期の教科書の大きな特色の一つは、その編纂に軍部が介入してきたことである。当時の文部省図書局編集課長井上起の報告によると、「まず編修方針が出来ると、待つていたといわぬばかりに、数百項にわたる教材細目を整然と並べ立てた大きな紙片幾枚が、軍の教育総監部本部長の名に於いて図書局へ移譲されて来た。軍はこれによつて国民学校の教科書を軍事教科書にぬりつぶす計画かと、疑えば疑えるのであった。なかなか国語読本には、そのもつともめばしいものが割り当てられている。」(『国語教育問題史』)ということである。下手な意見を述べれば、美濃部の「天皇機関説」の時のように「芟除」され兼ねない時代である。しかし井上は勇敢にも「この要求は技術上到底実現し得る見込なし」として送り返した。ところが逆に「技術上むずかしいというなら、軍から出かけて協力しようじゃないか」ということで、佐官数名が文部省の図書局へ配属されてきた。互いに協力しながら編纂したという。軍が一番ねらっていたのは「国語読本」であった。その「国語」教科書を見る前に、軍部から図書局に移譲されてきたという要求項目を少し見てみよう。

その陸軍要望事項には「国民学校教科書教材ノ取材方針」と題して、「国民学校教科書ノ教材ハ皇国ノ道ニ則リ国民ノ国防ニ関スル基礎的錬成ヲナス為左記事項ヲ基準トシ特ニ国防ノ本義ヲ本トシ戦陣道義並ニ旺盛ナル体力気力ノ根柢ニ培ヒ国防科学ヲ振興セシムルヲ重点トシテ取材スルヲ要ス」とまず記してある。次に「教材ノ基礎タルベキ事項一覽表」として、井上課長の述べるように全体的「要項」から「各科取材方針」の細目に至るまで、数百項目はあるであろう、各教科ごとにビッシリと書き並べられてある。その中から基礎教材としての「皇国防ノ根本義」に関する「要項」細目を引用してみると「一、皇国防ノ本義 二、国家総力戦ノ本質 三、皇軍ニ関スル事項 1、建軍の本義 2、歴朝ノ御武徳 3、尚武ノ国民性及軍人精神 4、百戦百勝ノ伝統(必勝ノ信念) 5、皇国ノ行フ戦争ノ本義」などと並べ立ててある。これでは正に「軍事教

科書」であり、公的教育機関としての教科書のなたるべきかを全く知らない者の要求である。あとは各教科への要求細目も推して知るべしである。しかし井上課長は配属になった佐官をうまく誘導しながらどうにか完成させたという。そこで、本稿の主体とするその「国民科国語」教科書の内容を追究してみよう。

各学年の使用する国語教科書は次のようである。第一学年「ヨミカタ一・二」、コトバノオケイコ一・二」、第二学年「よみかた三・四、ことばのおけいこ三・四」、第三学年「初等科国語一・二」、第四学年「初等科国語三・四」、第五学年「初等科国語五・六」、第六学年「初等科国語七・八」、以上である。

入学後初めて学ぶ「ヨミカタ一」（従来の「読本」）の初ページは、見開きで、咲きほこる桜の木の下の（校庭）で、先生と生徒が整理して体操をしている絵であり、文字はない。次のページも見開きで文字はなく、一列に並んだ子供たちが先生を先頭に行進している絵がある。次のページもやはり見開きで、五人の子供と一匹の犬が、今正に登りくる朝日に向かって諸手を上げている美しい絵があり、大空一面に「アカイ アカイ アサヒ アサヒ」と文字が散らしてある。次の八ページ目には九羽の鳩と二人の子供の絵があり、「ハト コイ コイ」とある。次の九ページ目にはアウンの二匹の狍犬の絵があり、「コマイヌサン ア コマイヌサン ウン」とある。次の一〇ページ目は見開きで大きな国旗の掲揚の絵があり「ヒノマルノ ハタ バンザイ バンザイ」とある。次の一二ページ目も見開きで絵とともに「ヘイタイサン ススメ ススメ チテ チテ タトタ テテ タテ タ」と続いている。

文部省図書監修官の松田武夫は、これら「ヨミカタ」の編纂について、「醇正なる国語を通じて国民精神を涵養し得るやうな教材、又日本人としての情操を醇化せしめるやうな教材、自分自身の力で、新しいものを作り出すところの創造力を啓培して行くに適した教材、さうして我々の国語をどこまでも愛護する精神を養い得る教材を、もることに努めた」という。しかも、はじめは子供の音声言語を重視し、生活中心の遊戯や童話や童謡や童詩などに注目したという。その結果「叫びの如き言語から出発して、対話であるとか、独言であるとか、子供特有の言葉を、最初にかげ、それを児童の言語訓練の入門とし、おもむろに、一般的な叙述形式の会得といふ方面に、向かはしめるやうに、心を配った」というのである。この論理的・系統的な気配りは「ヨミカタ」を二巻三巻と読み進むに従い、ますます納得できるものとなっている。しかし、残念ながら、中に盛り込まれている教材内容は、「皇国民の錬成」という、どのようにしても逃れられない時代的宿命を担っている。登場してくる子供たちの固有名詞一つ一つに至るまで「勇サン・花子サン・正男サン」のように、皇国民たることを匂わせる配慮となつてゐる。しかも監修官松田は、その気配りの程度を次のように述べている。

児童特有の叫び声の如き言葉、例へば、「ススメススメヘイタイススメ」とか、「ヒノマルノハタババンザイ」といふやうな、児童の内心から、

こみあげて来る感動的な言葉を、配置したことには変りがないのであるが、これによって、言葉の訓練を、組織的にするやうに、配列した点と、その上に、他の教科——理数科とか芸能科とかと、教材の内容に於いて密接な聯関を保たせながら、例へば『ヨミカタ』で「ヒノマルノハタバンザイ」と教へると、修身では「テンチャウセツ」のことを教へ、芸能科の音楽では、「ヒノマル」の唱歌をうたはせ、図画では「ヒノマルノハタ」を書かすのである。かくの如く、一課一課が身動きも出来ないやうに、縦と横との有機的な聯関のものに、巧みに配列されてゐるのである。その点編纂上最も苦心の存したところであるが、微妙に出来上つてゐればある程、取扱の上にも、細心の注意が払はれなければならない。併しそれと同時に、授業自体に、非常な深みが増し、従つて、教室で実施される先生方と、授業を受ける児童の悦びも、ひとしほ深いものがあらうと、想像されるのである。（『近代日本教科書教授法資料集成』）

以上のように、緊密な縦横の系統性をもつて、身動きもできず逃れようもなく、子供たちの心や生活は「皇国民鍊成」一筋に教育されていった。その向かうところは「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」のための教育である。しかも学年が進むにつれ、その傾向がより強烈に深刻化して行くのである。誠に残酷な、狂つた教育の時代であつた。例えば『初等科修身 二』までは、従来のように、その巻頭に『教育ニ関スル勅語』が載せられているが、巻三・四においては、その『教育勅語』の後に、昭和一四年五月に渙発された『青少年学徒ニ賜ハリタル勅語』まで載せている。不運なこの時代の子供たちはいかにも気の毒であつた。まだ幼い子供たちに「國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚遠シ而シテ其ノ任實ニ繋リテ汝等青少年学徒ノ雙肩ニ在リ（下略）」など、隔世の感などといつて済まされるものではない。悲惨である。この悲惨さは、巻が進むにつれて深まつていく。「ヨミカタ」各巻の教材の主題のつながりについて、松田監修官は次のように述べている。

児童の生活に即した遊の中に、児童の理解の出来る範囲内に於いて、先づわが国体の尊嚴に気づかせるといふことに心掛けたのである。そのために「日本ノシルシ」（巻二）といふやうな課では、日本には姿のけだかい富士山があり、ありがたい君が代の歌があることを云ひ、更に「富士山」（巻四）の課では、崇高なるその姿を韻文で述べ、「二重橋」（巻三）の課を新たに設けて、宮城の尊嚴さと、最敬礼をして、君が代を歌ふその国民的な感動を、韻文の形式を通して、童詩として掲げたのである。又「菊の花」、「きんしくんしゃう」（巻四）の課では、丁度明治節や紀元節の季節に結んで、明治天皇、神武天皇の御事を、この時期の児童の頭の中に、深く刻みつけようと心がけたのである。（巻数は筆者記入）（『近代日本教科書教授法資料集成』）

何気ない文章や絵の中に、とてつもない大人の仕掛けが仕込まれている。これが全科を通じ全学年を通じて系統化されているのである。「修身」教科書などは、目次を見るだけで気が重くなるが、今は紙幅の限界で割愛するしかない。紙数にゆとりがない為、教科書の原文を引用できない

いのが惜しまれるが『初等科国語 三』の「もくろく」だけでも順番に列挙し、単元内容と教育情況の概要把握の資としたい。「一、朝の海へ
二、潮干狩 三、日本武尊 四、君が代少年 五、靖國神社 六、光明天皇 七、苗代のころ 八、地鎮祭 九、笛の名人 十、機械 十一、出
航 十二、千早城 十三、錦の御旗 十四、國旗掲揚臺 十五、夏 十六、兵營だより 十七、油蟬の一生 十八、とびこみ臺 十九、母馬子馬
二十、東郷元帥 二十一、くものす 二十二、夕日 二十三、秋の空 二十四、濱田彌兵衛」以上である。十七課・十八課・十九課のような、
比較的近代的な単元名を見るだけでも安心するのは筆者だけではなからう。唐澤富太郎氏の分析によると、この国定第五期における国語教科書中
の文学的内容(童謡・詩歌・寓話など)の教材は、四八・四%を占めるといわれ、意外に高い数値を示している。しかし「モモタラウ」や「ウサ
ギト カメ」「サルト カニ」などのような教材は、教え方によっては十分にナシヨナリズム・ミリタリズム・ファシズムになりうる教材である。
また、編纂趣旨も正にそこにある。因みに、ナシヨナリズム・ミリタリズム教材(皇室・国家・軍事・戦争など)は一八・七%で、国定全五期の
中で最も数値が高い(『教科書の歴史』)。おそらく過去はもちろんのこと、未来においても、この第五期国定教科書の時代ほど狂った教育の時代
は存在しないであろう。

〔七〕 まとめ

これまで、いつの時代もそうであったように、国政・国策によって、純真無垢で未来への希望に満ちた子供たちの世界が大きく左右され、時に
は破壊されてきた。とりわけ、第二次世界大戦下の第五期国定教科書の時代は悲惨なものであった。教育方針も教科書内容も学校教育とは呼べな
いようなものであった。地方へ疎開した子供たちも、学校教育と呼ぶにはほど遠いものであった。多くの時間を食糧生産労働に費やし、今日一日
の食料確保の為に野山をさがし歩いた。都市に残った生徒たちも、大人と一緒に軍需品生産の労働力となっていた。それでもなお、皇国民錬成の
教育を施され、親に孝を君に忠を国に命をと求められながらの日々を送っていた。子供とは何と強い生命力を持っているものなのか。国民・軍人
にしても、「生きて虜囚の辱めを受けず」と心に決めさせられて生き続けなければならなかった日々は、残酷の極みである。昭和二〇年八月一五
日正午、昭和天皇の「ポツダム宣言受諾」放送は遅きに失したものであった。敗戦後の学校教育では、直ちに、占領軍の指導のもと、「墨ぬり教
科書」の時代を迎え、「暫定教科書」「戦後文部省著作教科書」の時代を経て、昭和二四年制定の「検定教科書」時代へと至る。これらの時代につ
いては改めて稿を起すことにする。

主な参考資料

- 一 國體の本義（文部省）
- 一 臣民の道（教学局）
- 一 近代日本教科書教授法資料集成（仲新・稲垣忠彦・佐藤秀夫編、東京書籍）
- 一 学制八十年史（文部省）
- 一 ヨミカタ・よみかた（モンブシャウ）
- 一 初等科國語（文部省）
- 一 複製 国定教科書（国民学校期）解説（ほるぷ出版）
- 一 国語教育史資料（増淵恒吉編、東京法令）
- 一 国語教育講座 第五卷 国語教育問題史（国語教育講座編集委員会編・井上超、刀江書院）
- 一 日本の歴史 下（井上清、岩波新書）
- 一 昭和時代（中島健蔵、岩波新書）
- 一 太平洋海戦史（高木惣吉、岩波新書）
- 一 昭和の証言（志田延義、至文堂）
- 一 日本の侵略（アジア民衆法廷準備会編、大月書店）
- 一 二・二六事件と昭和維新（椎野八束編、新人物往来社）
- 一 昭和戦争期の国民学校（戸田金一、吉川弘文館）
- 一 教科書の歴史（唐澤富太郎、創文社）
- 一 近代百年史（日本近代史研究会編、日本図書センター）
- 一 昭和天皇発言記録集成（中尾裕次編、芙蓉書房出版）